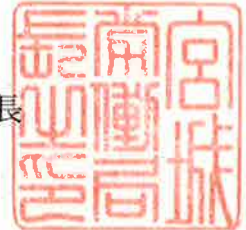


宮労発基 0930 第 1 号
令和 7 年 9 月 30 日

各団体代表者 殿

宮 城 労 働 局 長



宮城県最低賃金の周知広報について(協力依頼)

労働行政の推進については、平素より御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしておりますが、本年 10 月 4 日から、宮城県最低賃金を時間額 1, 0 3 8 円に改正することとしました。

ついては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解いただき、別添リーフレット等の内容を貴団体が発行される機関紙において掲載していただくことをはじめ、リーフレット等の窓口への備付け、ポスターの掲示などにより、最低賃金額等の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、中小企業・小規模事業者の生産性向上等を支援するための各種助成金のリーフレット等を同封しておりますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

【担当部署】

宮城労働局 労働基準部 賃金室

住所 〒983-8585

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地

仙台第 4 合同庁舎 8 階

TEL 022-299-8841 Fax 022-295-3668

Mail chinginshitsu-miyagikyoku@mhlw.go.jp

